

(定款細則別表)

社会福祉法人 菅生会 定款 4 章第 21 条に基づく

役員・評議員の報酬・費用弁償に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人菅生会の役員、評議員等の報酬、外部委員等の費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 役員、評議員の報酬については、評議員会の決議によって定める。

役員・評議員報酬表

	報酬	交通費等の 費用弁償	算出根拠等
理事長報酬	50,000 円/月	6,500 円/月	旅費規程による
理事報酬	0 円	6,500 円/回	旅費規程による
監事報酬	0 円	6,500 円/回	旅費規程による
評議員報酬	0 円	6,500 円/回	旅費規程による
内部監査報酬	3,500 円/回	6,500 円/回	旅費規程による

外部委員(第三者)費用弁償

	報酬	交通費等の 費用弁償	算出根拠等
苦情解決委員	0 円	6,500 円/回	旅費規程による
入所判定会議第三者委員	0 円	6,500 円/回	旅費規程による
評議員選任・解任委員	0 円	6,500 円/回	旅費規程による

附則

1.この規程は、平成 29 年 1 月 1 日より施行する。